

動物実験施設の利用に関する細則

(目的)

第1条 福岡工業大学における小動物実験に関する規程（以下「動物実験規程」という。）に基づき動物実験施設（以下「施設」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 施設を利用できる者は、動物実験規程第16条に定める資格を有し、同規程第6条に定める手続を経て、動物実験計画の承認を得た動物実験責任者及び動物実験実施者とする。

2 前項に定める利用資格のない者は、施設に立ち入ることはできない。

(利用時間)

第3条 施設の利用時間は、土曜祝日及び本学所定の休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(利用手続)

第4条 利用者は、事前に利用届を動物実験施設長（以下「施設長」という。）に提出し、許可を得なければならない。

2 第3条に定める時間以外での利用を希望する者は、事前に時間外利用届を施設長に提出し、許可を得なければならない。

3 利用者は、施設への入退室にあたり、入退者記録簿に必要事項を記入しなければならない。

(服装)

第5条 利用者は、施設への入室にあたり、専用の衣類及び履物を着用しなければならない。また、当該衣類等を着用のまま、施設外へ出ることを禁止する。

(機器備品の利用)

第6条 利用者は、機器備品の利用にあたっては、機器備品利用マニュアル及び施設長の指示に従い、適切な利用に努めなければならない。

2 利用者は、機器備品の異常を発見した場合は、速やかに施設長に報告しなければならない。

3 利用者が機器備品を持ち込んで利用する場合は、事前に施設長の許可を得なければならない。

(実験動物の収容)

第7条 実験動物は動物実験責任者が施設長の許可を得て購入し、施設に収容する。収容にあたっては、施設長及び管財課が定める経路を利用し、施設に搬入するとともに、動物実験規程第7条に定める検収・検疫を実施しなければならない。

(実験動物の飼養保管)

第8条 実験動物を飼養保管する利用者は、飼養保管マニュアル及び施設長の指示に従い、適切な管理に努めなければならない。

2 利用者は、飼養保管中の実験動物に疾病その他異常が発見された場合は、速やかに施設長に報告し、適切な措置をとらなければならない。

3 飼養保管中の実験動物に疾病が発生した場合、原則として施設では治療は行わな

い。獣医師等専門家による適切な処置をとるものとする。

4 飼養保管中の実験動物が死亡した場合、利用者の許可を得ず、処分することがある。

(実験動物の屍体処理)

第9条 利用者は、疾病により死亡、又は施設内で処分した実験動物の屍体を専用のポリ袋に密封し、専用のフリーザーに入れなければならない。

2 施設長は、定期的に外部業者に委託して実験動物の屍体を処理するものとする。

(消耗品の利用)

第10条 実験に必要な消耗品、薬品等は利用者が準備し、使用後は持ち帰らなければならない。

2 施設に常備している消耗品、薬品等を利用する場合は、施設長の指示に従い、適切な利用、管理に努めなければならない。

(整理・整頓)

第11条 利用者は、実験終了後、清掃、機器備品の洗浄、その他必要な整理・整頓をしなければならない。

(事故等への対応)

第12条 利用者は、事故、火災、実験動物の逸走等、異常事態が発生した場合は、適切な措置に努めるとともに、直ちに施設長、管財課及び総務課（守衛室）に報告しなければならない。

(利用停止又は禁止)

第13条 利用者が動物実験規程及びこの細則に反した場合は、施設長は利用を停止又は禁止することができる。

(苦情申立てへの対応)

第14条 異臭、騒音等で教職員、学生、近隣住民から苦情の申立てがある場合は、施設長は誠実に対応するとともに、その原因を解明し、適切な改善措置をとらなければならない。

2 前項の申立ての際に、申立者から利用停止の要請がある場合は、施設長は申立者又は第三者により改善が確認されるまで施設の利用を停止しなければならない。

(改廃)

第15条 この細則の改廃は、動物実験委員会の議を経て、総合研究機構運営委員会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。